

議案第114号

土地の処分について

次のとおり、土地を売り払う。

土地の1

- | | | | |
|---|--------|---|--|
| 1 | 位 | 置 | 大阪市平野区长吉長原東2丁目442番7ほか12筆 |
| 2 | 面 | 積 | 換地処分前 10,811.63平方メートル 換地処分後 9,900.28平方メートル |
| 3 | 契約の相手方 | | 東京都港区芝2丁目32番1号 株式会社 長谷工コーポレーション 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号 SMFLみらいパートナーズ株式会社 |
| 4 | 契約金額 | | 4,193,000,000円 |

土地の2

- | | | | |
|---|--------|---|--|
| 1 | 位 | 置 | 大阪市平野区长吉長原東2丁目442番17 |
| 2 | 面 | 積 | 11,599.60平方メートル |
| 3 | 契約の相手方 | | 大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号 近鉄不動産株式会社 東京都千代田区外神田4丁目14番1号 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 東京都中央区京橋2丁目13番11号 清水総合開発株式会社 |
| 4 | 契約金額 | | 3,758,000,000円 |

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

本市所有地を売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。